高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
大仙市高齢者包括支援センター南部
大仙市高齢者包括支援センター東部

1　高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2　虐待の定義

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3　高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

（１）設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

（２）高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

・委員長　　大仙市高齢者包括支援センター南部・東部　所長
・委員　　大仙市高齢者包括支援センター南部　管理者
・委員　　大仙市高齢者包括支援センター東部　管理者
・委員　　高齢者虐待防止担当者
・その他必要に応じ委員を指名する。
・高齢者虐待防止責任者を各指定介護予防支援事業所管理者とする。
・高齢者虐待防止担当者を各事業所社会福祉士とする。
・担当者は虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、虐待防止の研修を適切に開催する。

（３）高齢者虐待防止検討委員会の開催

・委員会は、委員長の招集により年１回以上開催する。
・委員会の開催にあたっては、法人内において関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、協議の上、他の会議体と一体的に行う。
・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

（４）高齢者虐待防止検討委員会の審議事項　又は検討事項

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4　高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

（１）定期的な研修の実施（年１回以上）

（２）新任職員への研修の実施

（３）その他必要な教育・研修の実施
（４）実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

５　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

（１）虐待等が発生した場合は、「大仙市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに担当者に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
（２）緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制

（１）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、３（２）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。
なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者に相談する。
（２）事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
（３）事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
（４）事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
（５）高齢者虐待を発見・発生した場合の対応（様式１）に基づき対応する。

７　成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、権利擁護センター（社会福祉協議会）と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

８　虐待等に係る苦情解決方法

（１）虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は、内容を管理者に報告する。
（２）苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
（３）対応の結果は相談者にも報告する。

９　本指針の閲覧について

本指針は、常時閲覧可能とし、事業所内に備え付けるとともに、本会のホームペー

ジ上に掲載する。

１０　その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、サービスの質の向上を目指すよう努める。

付則

この指針は令和６年４月１日より施行する。

この指針は令和７年１１月１９日より施行する。

この指針は令和８年４月１日より施行する。

この指針は令和８年５月１８日より施行する。